

2-10 法令名： 瀬戸内海環境保全特別措置法(S48法110)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収	法22 規則11	規則11 ただし書	自治	—	—	法定 (7)			

2-11 法令名： 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(S48法117)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
43①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する報告徴収(立入検査等権限の行使に係るものに限る。)	法54 省令本則 I	省令本則 ただし書	—	—	—	法定 (7)			
44①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する立入検査等	法54 省令本則 II	省令本則 ただし書	—	—	—	法定 (7)			



2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<17②>	特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法25⑤において準用	法44 規則37① V	-	-	-	-
<17②>	野生動植物保護地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法26④において準用	法44 規則37① VI	-	-	-	-
<17②>	海域特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法27④において準用	法44 規則37① VII	-	-	-	-
17③	原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① I	-	-	-	-
<18①>	自然環境保全地域の区域内における行為の中止、原状回復又は措置の命令 ※ 法30において準用	法44 規則37① X	規則37 ただし書	-	-	-
20	原生自然環境保全地域において、許可を受けて行為を行う者に対する報告徴収	法44 規則37① II	規則37 ただし書	-	-	-
<21①②>	自然環境保全地域の区域内において、許可又は届出の必要な行為を国の機関等が行う場合の協議と同意、国の機関等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理 ※ 法30において準用	法44 規則37① X	-	-	-	-
21②	原生自然環境保全地域内において国等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理	法44 規則37① III	-	-	-	-
24②	自然環境保全地域における地方公共団体が行う保全事業の一部の執行に係る同意	法44 規則37① IV	-	-	-	-
25④	特別地区における行為の許可	法44 規則37① V	-	-	-	-
25⑦	特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① V	-	-	-	-
25⑨	特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37① V	-	-	-	-
26③Ⅶ	野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等に係る許可	法44 規則37① VI	-	-	-	-



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(1)			

2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
27③	海域特別地区における行為の許可	法44 規則37① VII	-	-	-	-
27⑥	海域特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37① VII	-	-	-	-
27⑧	海域特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37① VII	-	-	-	-
28①	普通地区における行為の届出受理	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28②	普通地区における届出のあった行為に対する禁止、制限又は措置の命令	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28③	普通地区における届出のあった行為への命令に係る期間の延長及びその通知	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
28⑤	普通地区における届出のあった行為の着手に係る期間の短縮	法44 規則37① VIII	-	-	-	-
29①	許可又は届出の必要な行為を行う者に対する報告徴収又は立入検査	法44 規則37① IX	規則37 ただし書	-	-	-
30の3② ③⑥⑨	生態系維持回復事業の確認若しくは認定、届出事項の変更の確認若しくは認定又は軽微な変更に係る届出受理	法44 規則37① X I	-	-	-	-
30の4	生態系維持回復事業の認定の取消し	法44 規則37① X II	-	-	-	-
30の5	生態系維持回復事業の認定を受けた者に対する報告徴収	法44 規則37① X III	-	-	-	-
31①	自然環境保全地域の指定等に係る実地調査	法44 規則37① X IV	-	-	-	-



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定 (1)			

2-12 法令名： 自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
31②	実地調査に係る土地の所有者等に対する意見聴取	法44 規則37① XIV	—	—	—	—	
43②	国の機関の保全事業の執行に係る事前協議	法44 規則37① XV	—	—	—	—	



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(1)			
法定(1)			

2-13 法令名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
〈8⑤〉	石綿が含まれる一般廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法9の10⑧において準用	法24の5規則20 I	規則20 ただし書	—	—	—
10①	一般廃棄物の輸出の確認 ※ 法第10条第1項の確認に係る規則第6条の27第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5規則20 II	規則20 ただし書	—	—	—
〈10①〉	産業廃棄物の輸出の確認 ※ 法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る規則第12条の12の25第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る ※ 法15の4の7①において準用	法24の5規則20 VIII	規則20 ただし書	—	—	—
〈15⑤〉	石綿が含まれる産業廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法15の4の4③において準用	法24の5規則20 V	規則20 ただし書	—	—	—
15の4の5①④	産業廃棄物の輸入許可、許可に係る条件の付与 ※ 法第15条の4の5第1項の許可に係る第12条の12の20第1項第2号、第5号及び第9号から第11号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の5第1項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5規則20 VI	規則20 ただし書	—	—	—
18②	再生利用認定業者等に対する報告徴収	法24の5規則20 X	規則20 ただし書	—	—	—
19②	再生利用認定業者等に対する立入検査	法24の5規則20 X I	規則20 ただし書	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (7)			
法定 (7)			
法定 (8)			

2-13 法令名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
19の5①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する措置命令 ※ ②地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20X II	規則20 ただし書	法定 (8)	法19の5① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の6①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を排出した事業者に対する措置命令 ※ ②	法24の5 規則20X II	規則20 ただし書	法定 (8)	法19の6① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の8 ①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する行政代執行 ※ ②	法24の5 規則20X III	規則20 ただし書	自治	法19の8① 規則20 ただし書	指示(j) (21の4)
19の8 ②③④	行政代執行に要した費用の請求 ※ ②	法24の5 規則20X III	規則20 ただし書	自治	法19の8②③④ 規則20 ただし書	—
24の3①	緊急時における事業者等への報告徴収及び立入検査	法24の5 規則20X IV	規則20 ただし書	法定 (8)	法24の3① 規則20 ただし書	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (8)			
法定 (8)			
自治	○	指示(j)	
自治	○		
法定 (8)			

2-14 法令名： 水質汚濁防止法(S45法138)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
22①	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査	法27の2 規則12	規則12 ただし書	自治	法22① 規則12 ただし書	—	法定 (7)			
22②	指定地域における報告徴収	法27の2 規則12	規則12 ただし書	自治	法22② 規則12 ただし書	—	法定 (7)			
24①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法27の2 規則12	—	—	—	—	法定 (7)			

2-15 法令名： 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(S45法139)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
13①	農用地への立入調査	法16の2 省令本則	省令本則 ただし書	自治	法13① 省令本則 ただし書	—
14①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法16の2 省令本則	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (7)			
法定 (7)			

2-16 法令名： 大気汚染防止法(S43法97)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
26①	ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告徴収又は立入検査	法30の3 規則20	規則20 ただし書	自治	法26① 規則20 ただし書	—
28①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法30の3 規則20	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (7)			
法定 (7)			

2-17 法令名： 下水道法(H33法79)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4③	国土交通大臣が公共下水道管理者の定める事業計画を認可、又は、認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅰ	—	—	—	—
25の3④	国土交通大臣が流域下水道管理者の定める事業計画の認可をする前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅱ	—	—	—	—
〈25の3④〉	国土交通大臣が流域下水道管理者の認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること ※ 法25の3⑦において準用	法40② 省令Ⅱ	—	—	—	—
39②	終末処理場の維持管理に関し、公共下水道管理者又は流域下水道管理者から必要な報告を徴すること	法40② 省令Ⅲ	省令本則 ただし書	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治	○		

2-18 法令名： 自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
10⑥	事業申請内容の変更に係る同意及び認可 ※ 掲げられた行為に限る	法69規則20 I	—	自治	—	—	※1 県の事務は、国立公園に類似する国定公園の同種の事務を参考として記載したもの
10⑨	軽微な変更に係る届出受理	法69規則20 I	—	自治	—	—	※1
10⑩	事業の執行及び事業内容の変更の認可に係る条件設定	法69規則20 I	—	自治	—	—	※1
12①②	事業の承継に係る同意及び承認	法69規則20 II	—	自治	—	—	※1
13	事業の休止及び廃止に係る届出受理	法69規則20 III	—	自治	—	—	※1
14②	事業認可の失効及び取消しに係る届出受理	法69規則20 IV	—	自治	—	—	※1
17①	事業に係る報告徴収及び立入検査	法69規則20 V	規則20	自治	—	—	※1
20③	特別地域における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為又は森林の整備及び保全のために行う木竹の損傷を除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69規則20 VI	—	自治	—	協議(同意必要)(c)(法20⑤)	※1
20⑥	特別地域における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69規則20 VI	—	自治	—	—	※1
20⑦	特別地域における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69規則20 VI	—	自治	—	—	※1
20⑧	特別地域における、木竹の植栽又は家畜の放牧の届出受理(大臣が指定する地域内での大臣が指定する植栽又は放牧を除く。)	法69規則20 VI	—	自治	—	—	※1
21③	特別保護地区における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為を除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69規則20 VII	—	自治	—	協議(同意必要)(c)(法21⑤)	※1
21⑥	特別保護地区における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69規則20 VII	—	自治	—	—	※1
21⑦	特別保護地区における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69規則20 VII	—	自治	—	—	※1



権限移譲後			備考
事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定(1)			

2-18 法令名： 自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
22③	海域公園地区における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為又は1、4、5及び7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業をおこなうために必要とされるものを除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 VIII	—	自治	—	協議 (同意必要)(c) (法22⑤)	※1
22⑥	海域公園地区における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69 規則20 VIII	—	自治	—	—	※1
22⑦	海域公園地区における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69 規則20 VIII	—	自治	—	—	※1
23③VII	特別地域及び海域公園地域内の利用調整地区へのやむを得ない事由があると認める場合の立入り許可	法69 規則20 ix	—	自治	—	—	※1
24①	利用調整地区への立入りの認定	法69 規則20 X	—	自治	—	—	※1
24②	利用調整地区への立入りの認定に係る申請受理	法69 規則20 X	—	自治	—	—	※1
<24②>	監督者の監督下での利用者の立入りに係る申請受理 ※ 法24条③において準用	法69 規則20 X	—	自治	—	—	※1
24④	立入認定証の交付	法69 規則20 X	—	自治	—	—	※1
<24④>	監督者の監督下での利用者への立入認定証の交付 ※ 法24条③において準用	法69 規則20 X	—	自治	—	—	※1
24⑤	立入認定証の再交付	法69 規則20 X	—	自治	—	—	※1
<24⑤>	監督者の監督下での利用者への立入認定証の再交付 ※ 法24条③において準用	法69 規則20 X	—	自治	—	—	※1
24⑦	監督者の監督下での利用者の立入りに係る認定	法69 規則20 X	—	自治	—	—	※1
27⑤	指定認定機関の認定関係事務が全部若しくは一部休止した場合又は全部若しくは一部が実施困難となった場合の関係事務の実施	法69 規則20 X I	—	自治	—	—	※1
30①	指定認定機関への報告徴収及び立入検査	法69 規則20 X II	規則20	自治	—	—	※1
32	許可に係る条件の設定 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20 X III	—	自治	—	—	※1



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			